一 特 記 仕 様 書 一 _{令和7年4月1日以降公告案件から適用}

施工条件明示書

工事番号	T3	事名	令和7年度 関	/内地内排水ポン	プ設置工事		事務所名 角田	市	
項目	条	件		内	容		施	工方法	備考
1 共通仕様書の適用					るほか,本特記仕様書 記仕様書」「共通仕様書				
2 主任技術者及び監理技術者(以下,配置技術者という。)の	配置								
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定 た工事における配置技術者の配置要件の特例について」	0		初日以降, 90日 事が完了した場		がない場合等は,期日	以前の着手	も可能)		
(2)請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	O		初日以降,〇〇 共通特記仕様書	日以内に着手 第1編1-1-4k	こよること。				
(3)上記以外	•	請負者は	,現場施工に着	手する目の指定が	ぶない限り, 原則として,	, 契約工期	切日以降,30日	以内に現場施工に着手	
	現場への	専任は要し	ない。		って, 工事準備等を含 ref.miyagi.jp/soshiki/k			ことが明確な場合は, 配	置技術者の工事
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置									
	とする。 1 専任特 https://w 2 本工事 3 本工事	F例の適用を ww.pref.miy の主任技術	を受ける主任技術 yagi.jp/soshiki/k 析者又は監理技 専任特例の適用	所者又は監理技術 eiyaku/kk50.htm 術者が専任特例の	所者を配置する場合、id の適用を受ける場合、	適用要件に 落札候補者	ついて以下の出	技術者を配置する場合に は納局契約課ホームペー: 認事項兼誓約書を提出 を要さなくなった場合は近	ジを参照すること。
4 積算基準及び設計単価の適用期日									
(1)積算基準及び設計単価の適用について	⊜ ಹತ	● ない	積算基準及び記	受計単価は公告 日	目の当月の基準及び単	単価としてい	る。		
(2)工事請負契約締結後における設計単価の変更	() ಹತ	⊕ ない	なお,設計変更 ただし,災害に における設計単 その理由を記載	の対象は,資材 半5応急仮工事な 価の変更が必要 する。	単価・労務単価及び機 とと緊急を要す工事に	械単価等のおいて、積質	全ての設計単位 算月と契約月が	り設計変更を行うこととす 面とする。 同月となる場合など,工引 選択することも可能とし,	事請負契約締結後
			適用「なし」 の理由	(例) ・本工事は災害	に伴う応急仮工事であ	っり, 積算及で	び契約が同月と	なる見込みであるため。	
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整	⊜ ಹತ	● ない							
(2) 施工時期による制限	⊜ ಹತ	● ない							
(3) 関係機関等との協議の未成立	€ ಹತ	○ない	道路協議						
(4) 関係機関等との協議結果, 特定条件の付加	⊜ ಹತ	● ない							
6 公害対策関係									1
(1) 施工方法,機械施設,作業時間等の制限	○ ಹತ	⑥ ない							
7 安全対策関係	O # 7	@ #sts	1						
(1) 交通安全施設等の指定 (2) 占用埋設物との近接工事による	○ ಹಕ	● ない							
施工方法,作業時間の制限	○ ಹಕ	● ない							
8 排水工関係									
(1) 濁水,湧水処理のための特別な対策の必要性	⊜ ಹತ	● ない							
9 建設副産物対策関係(建設発生土)									
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の	残土は,下	記に運搬するもの	のとする。 なお, 丁	「記により難い場合が生	生じたときは、	, 監督職員の指	示によるものとし, 設計変	更の対象とする。
			処理・処 名称	分する場所 所在地		7法	距離	制限時間	備考
(2) 建設発生士 処理·処分	் ಹತ	● ない					km	時 分~	

(1) 建設発生土以外の建設	副産物の処理・処分について	た, 処理・	処分に先立	Zち処分場等の受	入れの可否を確	理施設を指定するものではない 認すること。なお,廃棄物の処			
		守すること	:(環境省ま	たは循環型社会技 処理・処分		・照)。 処理・処分方法	距離	制限時間	
		工事現場	内及び工事			工管理及び契約方法等につい			けること。
(2)建設発生土以外の 処	理・処分コンクリート塊(有筋)	● ある	○ない		亘理町字龍円 寺前 地内	中間処分	12.6 km	時 分~	3-20
建設副産物	コンクリート塊(無筋)		○ない		九 林町 皕天间 山田字子沢	中間処分	8.4 km	時分 時分	
	アスファルト塊		○ない		地内 角田市藤田字 風呂地内	中間処分	5 km	時分 時分 時分	
	建設発生木材	() ಹತ	●ない		AMELIAN T		km	時 分~	
	建設汚泥	() ಹತ	●ない				km	<u>デーカ</u> 時 分~ 時 分	
	その他	() ಹತ	●ない				km	<u>デーカ</u> 時 分~ 時 分	
(3) 再生材の利用	I .		○ない	種類・	数量	再生クラッシャーラン 数量は数量	計算書参照	FN /3	<u>I</u>
現場環境改善			○ない	内容		I			
D 6637 00			<u> </u>	現場環境改善の	具体的な実施内	容,実施期間については,施	[計画書に明記し,	監督職員と協議すること	-0
品質証明 (1)品質証明書および施工:	プロセス品質確認	0.4-	O+11	請負工事費が、1	L億5千万円以上	の工事および発注者が必要と	認める工事。		
チェックリストの対象		() ಶತ	● ない	土木工事共通特	記仕様書第3編	1-1-9および品質証明実施 1億円以上の工事。			
(2)施工プロセス品質確認 ラ	2	○ ಶಾಶ ○ ಶಾಶ	● ない	土木工事共通特	記仕様書第3編	1-1-9および品質証明実施	要領によること。		
標準的な設計図書による発	注方式	() ಶಾಕ	● ない	土木工事共通特	記仕様書第3編	1-1-14によること。			
資材関係(1) 生コンクリート		牛コンクリ	ートの使用	に当たっては、「宮	『城県牛コンクリ	ート品質管理監査会議」が交付	する「品質管理監査	李合格証」を有する工場(の製品. 又は同
() P		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。							
(2)購入土		購入土を		合は,材料承諾問	特に□採石法第3	3条による採取計画認可書の写	し」, 又は「砂利採耳	収法第16条の採取計画記	忍可書の写し」を
(3)宮城県グリーン製品の利用			須	1.植生基盤材等	, 視線誘導標, 5	型枠用合板は,原則として宮城	県グリーン製品を用	引いること。	
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課 肝足より「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等 を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)する		🔾 ಹತ	● ない	2. 盛土材,埋め戻し材					
		() ಹತ	● ない	3. その他()					
(4)県内産製品の使用		() ಹಕ	€ない	本工事は,「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては,試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html					
(5)現場吹付法枠工		吹付モル	タルにおけ	学来自2mx コープラボ http://www.per.miyagr.jp/sosina//jigyokain//kensanzan.ntmi					
設計変更の手続き									
						6条及び共通仕様書第1編1- 契約における設計変更ガイドラ			ところであるが
(1)設計変更の手続きについ	17	詳細については,以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。							
				/agi.jp/soshiki/jigy •産業〉土木•建		·guideline.html 建設業 > 設計変更ガイドライン	【土木工事,建設関	連業務】	
その他									
(1)舗装の下請制限につい	7	🔾 ಹತ	●ない	土木工事共通特	記仕様書第1編	1-1-3によること。			
(2)「ダンプ土砂運搬等下記 工事費内記調査		() ಹಕ	● ない	本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。					
工事費内訳調査」の対象の有無				請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。					
(3)三者会議の対象の有無		() ಹಕ	● ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と残					図書と現場の整
(4)貸与資料の有無		⊚ ಹる	0.*:	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。					
			○ない	貸与資料(設計業務報告書)					
(5)発注者支援(工事監督支	で援業務)対象の有無	() ಹಕ	● ない	工事監督支援業 氏名)の通知を行		見場監督支援する場合, 工事請	負者対し「工事打合	合せ簿」により担当技術者	針(所属会社等
(6)法定外の労災保険の付	呆について			マイン・スープン・スープン・スープン・スープン・スープン・スープン・スープン・スープ					
(6) 伝足外の方火体例の刊									_ v

働き方改革・牛産性向上に関する事項

- 天 	りまっ	R
条	件	内 容
是案」の適用の		
)対象	● 対象外	1. 対象工事の場合, 活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択する こと。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、IICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
○対象	⑥ 対象外	設計変更の積算手法については,総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお,(1)が対象外の場合は,当該項目も対象外となる。
○ 対象	● 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
() ಹು	⑥ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素 化の試行要領」に基づき行うこと。
領」に基へ	づき,取組内	協力のもと,建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし,「ウィークリースタンス等実施要 1客を受発注者間で協議及び共有し,工事を進めていくこととする。 城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
@ 31 \$		1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うことする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
		実施困難工事 の理由 ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため
☑ 現場閉	□ 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、 1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
当初発注 「月単位の 日」を実施 「「通期の	においては)週休2日」 iすることとし)の週休2日	は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 「「通期の週休2日」を指定、積算している。 は受注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2 し、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 は受注者の希望型とし、工事者手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」 は受注者の希望型とし、工事者を開発した場合は、特別を更ける。 は受ける場合にある。 は、対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。
○対象	◉ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
○ 対象	◉ 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
	条 是案」の適用	○対象 ●対象外 ○対象 ●対象外 ○ 対象 ●対象外 ○ あり ● なし 本工事は、受発取組定づき、正基づき、政権関 正基づき、では、宮・ ● 対象 ○ 対象外 □ 現場閉 □ 交替制 週休2日エキャンでは 「月単位の週ですることとし 「月単位の週であることし 「月単位の週に関 「月単位の週に関 「対象 ●対象外

東日本大震災に伴う特例制度

果日本大農災に伴り特例制	入	件	内容	施行方法	備者	与	
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の	運用						
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	() ಹತ	● ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費 象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方 準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の 実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に	方策に変更が生じ,宮城県土木部におい 宇施が困難になった場合は,実績変更対	ては土木工具	事標	
		常繕費・労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用					
			2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部に における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。	こおいては,土木工事標準積算基準に基	づき算出した	-額)	
			1) 共通仮設費(率分) に占める実績変更対象間接費(労働者込		9.19%		
			2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に 通勤等に要する費用)の割合:	二要する費用,賃金以外の食事,	1.24%		
			3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変り 内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績 類(顔収書、顔収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額 て協議するものとする。	責変更対象間接費について実際に支払っ	った全ての証	明書	
			4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべい。	き事由による増加費用については、設計	変更の対象と	こしな	
			5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城 部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引い がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更をぞ	県土木部においては土木工事標準積算。 た費用を加算して算出する。なお,全ての	基準(宮城県	:土木	
	6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については,法的措置及び入札 がある。						
			7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑)とする。		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	⊖ ಹತ	⑥ ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基				
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更							
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	() ಹೆಕ	⊕ tsu	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。				
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算							
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ ಹತ	€ ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、 対象地区毎に算出した共通仮設費を 合計した金額とする。また、現場管理費 の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費 率の補正(大都市、施工地城等)については、対象地区毎に設定する。			
25 その他		<u> </u>					
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	⊖ ಹತ	● ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単値 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)か	なる場合は、監督職員と協議すること。			
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等 に関する試行について	⊖ ಹತ	● ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい場 各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場	誰が生じていることが確認されたため、積気	算基準書等に	こより	
(도): 7 (상): (시 - 기 · 시 · 시 · 시 · 시 · 시 · 시 · 시 · 시 · 시 ·			補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1				

特記事項

1 一般事項		
(1) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を 作成し登録申請を行うこと。	
(2) 第三者の安全確保	一般の用に供する敷地の工事については利用者の安全に配慮すること。また、現場内 に第三者が侵入しないよう、施工区域を明確にし、必要な措置を講じること。	
(3) 工事の周知	工事着手後速やかに、現地に工事予告看板を設置すると共に、近隣住民へ工事案内等を配布するなど工事の周知に努めること。また、工事案内等を配布する際は監督員に提出してから行うこと。	
(4) 苦情,要望等	住民からの苦情・要望があった場合には、速やかに監督職員に報告し対応等について 監督職員の指示を受けること。 工事着手前に、近隣住民及び関係者と十分調整を図り、円滑に施工出来るよう努める こと。	
(6) 現場内の管理	現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	
(7) 過積載の防止	ダンプトラック等で資材を運搬する際、過積載防止対策についての計画を施工計画書 に記載すること(運転する車輌の主要諸元、ナンバー、過積載防止についての具体的 な内容等)。	
(8) 事前測量及び設計図書と現地調査の相違	1. 受注者は工事着手に先立ち事前測量を実施し、その成果をまとめ監督職員に資料を提出し承認を得ること。 2. 着手前調査において、本設計書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。	
(9) 改良材添加量について	現地の土を採取し、室内配合試験により経済性を考慮した配合計画を作成し、その資料を添付して協議すること。	
		_
2 その他		
(1) その他	本工事において、施工していく上で疑義が生じた際は速やかに監督員へ報告すること。	